

重要なお案内

組合員の皆さまへ

新型コロナウイルス緊急事態宣言における 事務所閉館のお知らせ

新型コロナウイルスが猛威をふるう中、皆様におかれましては体調管理や予防対策の実施とあわせ、仕事の調整など、ご心労が絶えない状況かと存じます。

新型コロナウイルス感染者の急激な増加が連日報道され、深刻な事態となっています。この状況を受け、4月7日に安倍首相から7都府県を対象に5月6日まで不要不急の外出自粛要請を柱とした「緊急事態宣言」が発令され、また、人との接触を最低でも7割ないし8割減らすことができれば、感染は終息に向かうと発言しています。

そこで、江戸川支部では、組合の根幹である「組合員のいのちと暮らしを守る」ことを第一に、窓口での感染リスク軽減・感染拡大防止の観点から、緊急対応として、下記の3日間、支部事務所を閉館させていただきます。

《支部事務所の緊急閉館日》

4月15(水)・16日(木)17日(金)の3日間

今後の支部事務所(閉館・窓口業務の時間短縮等)の状況につきましては、支部ホームページや電話連絡にてご確認ください。

緊急時のため、このような対応にならざるを得ないことに、ご理解とご協力のほど何卒よろしくお願いいたします。

東京土建一般労働組合江戸川支部
執行委員長 堀川昭義